

山梨県総合防除計画

令和6年3月

山梨県

目次

第1	指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	総合防除計画の期間	1
第2	指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容	2
1	指定有害動植物の総合防除	2
	・指定有害動植物とは	2
	・総合防除とは	2
2	総合防除を定める指定有害動植物及び その種類ごとの防除内容	3
	・いね	3
	・むぎ	7
	・果樹	8
	・野菜	12
	・豆類	27
第3	法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び 実施体制に関する事項	29
1	異常発生時防除とは	29
2	異常発生時防除の措置の内容と実施体制	29
第4	指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに 市町村及び農業者の組織する団体 その他の農業に関する団体との連携に関する事項	31
1	推進体制	31
2	件関係機関・市町村・関係団体の役割	31
第5	その他必要な事項	32
1	農薬の適正使用	32
2	農薬の危害防止上の注意事項	33

第1 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項

1 計画策定の趣旨

温暖化等による気候変動や、人や物の国境を越えた移動の増加などにより、有害動植物の侵入・まん延リスクが高まり、農業生産の安定や持続性が脅かされている。

また、化学農薬の低減等による環境負荷低減が国際的な課題となるとともに、国内では化学農薬に依存した防除により、薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、発生予防を含めた防除の普及等を図っていくことが急務となっている。

このような状況を踏まえ、国では、植物防疫を的確に実施するため、有害動植物が発生しにくい環境づくりや有害動植物の発生を予測し、その発生状況に応じて様々な防除手段の中から必要な防除措置を講じる総合防除を推進するために、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）の一部を改正する法律（令和4年法律第36号）を、令和4年5月2日に公布（令和5年4月1日施行）した。これにより、化学農薬のみに依存しない病害虫管理体系の確立・普及を図り、農業生産の安全及び助長を目的としている。

本県においても、こうした状況の変化に的確に対応し、総合防除の普及を図る必要がある。そのため、指定有害動植物のうち、本県での対応が必要なものについて、法第22条の3第1項の規定に基づき、「山梨県総合防除計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

この計画は、植物防疫法の第22条の3第1項の規定に基づいて、知事が定める計画で、総合防除の実施に関する基本的な事項や指定有害動植物の種類ごとの具体的な総合防除の内容、その内容に基づいた効率的な防除指導を行うための実施体制及び市町村や農業者団体等との連携に関する事項等を定めるものであり、農林水産大臣が定める指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（総合防除基本指針、令和4年11月15日農林水産省告示第1862号）に即して、かつ、地域の実情に応じて定める。

3 総合防除計画の期間

本計画は、国による「総合防除基本指針」の改訂に合わせ見直しを行うとともに、本県における有害動植物の発生状況の変化に合わせて必要に応じて見直しを行うこととする。

第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容

1 指定有害動植物の総合防除

・指定有害動植物とは

有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与えるおそれがあるため、その防除に特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するもの（法第22条第1項）。

・総合防除とは

総合防除とは、有害動植物の防除において、その発生及び増加を抑制し、これが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時かつ経済的に行うために必要な措置を総合的に講じて行うもの（法第22条第2項）。利用可能なあらゆる選択肢から経済性を考慮しつつ、気象や農作物の栽培及び生育状況等に応じて適時に適切な方法を選択して、農業による生態系への影響を可能な限り少なくしたうえで防除を実施すること。

総合防除には、以下の様な方法がある。

1 予防的措置（病虫害・雑草の発生しにくい環境の整備）

（1）耕種的防除

- ・環境管理（適切な温湿度管理、暗きよ・明きよの設置等）
- ・輪作体系の導入
- ・抵抗性品種の導入
- ・種子消毒の実施
- ・土着天敵の活用
- ・伝染源植物の除去
- ・有機物施用、土壌改良
- ・雨よけ栽培
- ・作期の移動

（2）化学的防除

- ・化学農薬による予防（育苗箱施用等）
- ・性フェロモン剤を活用した予防

2 判断（防除要否及びタイミングの判断）

- ・発生予察情報の活用
- ・ほ場状況の観察 等

3 防除（多様な手法による防除）

（1）物理的防除

- ・熱による消毒
（熱水土壤消毒、太陽熱土壤消毒、ハウス密閉高温処理、種子の温湯および乾熱処理等）
- ・還元作用による消毒（土壌還元消毒等）
- ・忌避資材（銀白色資材、黄色灯等）

- ・誘引資材（粘着資材、誘蛾灯等）
- ・近紫外線除去フィルム
- ・被覆、障壁資材等の利用（防虫ネット等）
- ・果実への袋かけ
- (2) 生物的防除（天敵等）
 - ・生物農薬（天敵製剤、微生物製剤等）
 - ・土着天敵
 - ・性フェロモン剤
- (3) 化学的防除（化学農薬等）
 - ・化学合成農薬
 - ・有機 JAS 適応農薬
 - ・農業資材や土壌の消毒

2 総合防除を定める指定有害動植物及びその種類ごとの防除内容

法第 22 条の 3 第 2 項第 2 号に基づき、指定有害動植物のうち、県内での発生状況等を踏まえ、総合防除の実施が必要な指定有害動植物について防除の内容を記載した。

○いね

（一般事項）

- ・畦畔の整備、畦塗りなどで漏水を防止し、農薬の効果低減防止及び水質汚濁防止を図る。
- ・畦畔、農道、休耕田の除草等を行い、越冬病害虫を駆除し、病害虫の密度低下を図る。
- ・翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕うんする。
- ・土壌診断を行い、必要な施肥を行う。
- ・ケイ酸質肥料の施用により、稈を固くする。
- ・常発する病害虫に対して抵抗性の強い品種を使用する。
- ・種子の更新等により、無病種子を使用する。
- ・塩水選により健全な種もみを選別する。
- ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。
- ・品種の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守り、健苗育成に努める。
- ・例年の病害虫の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて育苗箱処理剤を施用する。
- ・病気が発生した苗は速やかに処分する。
- ・代掻きを丁寧に行い、田面を均平にする。
- ・健全な苗を選抜し移植する。
- ・品種に応じた適切な密度、本数で移植する。

イ	（予防に関する措置）
ネ	・本虫の越冬源や繁殖源となる水田周辺や畦畔のイネ科雑草を除草する。
ド	・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
ロ	（判断、防除に関する措置）

オ イ ム シ	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等により発生量を確認し、発生が多い場合は適期の薬剤散布を実施する。
イ ネ ミ ズ ゾ ウ ム シ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・越冬成虫の発生盛期を避けて移植する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合、地域一斉に実施することが望ましい。
コ ブ ノ メ イ ガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合、地域一斉に実施することが望ましい。
セ ジ ロ ウ ン カ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫に対する抵抗性品種を使用する。 ・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合は、移植期以降、本虫の発生動向に留意する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づいた適期の薬剤散布を実施する。
ツ マ グ ロ ヨ コ バ イ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫に対する抵抗性品種を使用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により本虫の侵入を防ぐ。 ・畦畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 ・幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起することで、土に十分にすき込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づいた適期の薬剤散布を実施する。 ・育苗箱施用を行わない場合は、本田への侵入時期に薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合、地域一斉に実施することが望ましい。
ト ビ イ ロ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫に対する抵抗性品種を使用する。 ・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・本虫が定着しやすい時期を避けるように、移植実施時期を前後にずらす。

ウ ン カ	<ul style="list-style-type: none"> ・密植や過繁茂とならないように、栽植密度（植付け本数、植付け間隔）を調整する。 （判断、防除に関する措置） ・箱施用剤を使わない場合は、移植期以降、本虫の発生動向に留意する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づいた適期の薬剤散布を実施する。 ・薬液が株元まで十分届くよう丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。 ・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。
ニ カ メ イ ガ	<ul style="list-style-type: none"> （予防に関する措置） ・本虫に対する抵抗性品種を使用する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害藁をすき込む。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報等を参考に、第一世代を対象とした薬剤散布を実施する。
斑 点 米 カ メ ム シ 類	<ul style="list-style-type: none"> （予防に関する措置） ・出穂2週間前までに、ほ場周辺の畦畔、農道及び休耕田の除草を実施する。 ・畦畔にグランドカバープランツを植栽することにより、イネ科雑草の減少を図る。 ・水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。 ・稲刈後に、ほ場周辺の畦畔、農道及び休耕田の除草を実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報等を参考に、出穂期の薬剤散布を実施する。
ヒ メ ト ビ ウ ン カ	<ul style="list-style-type: none"> （予防に関する措置） ・本虫に対する抵抗性品種を使用する。 ・畦畔、農道及び休耕田の雑草防除を心がけ、生息密度の減少を図る。 ・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は寒冷紗等の被覆により、本虫の侵入を防ぐ。 ・縞葉枯病感受性品種は、本虫の本田飛び込み時期の移植を避ける。 ・再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・冬季に、本虫の越冬場所となるほ場周辺の畦畔、農道及び休耕田のイネ科雑草を防除する。 （判断、防除に関する措置） ・育苗箱施用を行わない場合は、移植直後から本虫の発生動向に留意する。 ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
フ タ オ	<ul style="list-style-type: none"> （予防に関する措置） ・収穫後の稲わらを適切に処分し、蛹を死滅させる。 （判断、防除に関する措置）

ビ コ ヤ ガ	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。
稲 こ う じ 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度の発生軽減のため、田畑輪換を実施する。 ・無病ほ場から採種する。 ・転炉スラグ又は生石灰を土壌に混和する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、出穂前の適期防除を実施する。
い も ち 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂いもち発生ほ場では、自家採種を行わない。 ・本病菌に対する抵抗性品種を使用する。 ・本病菌の無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理）する。 ・本病の発生源となる補植用取り置き苗を早期に除去する。（葉いもち病） ・山間部では冷水かんがいにならないよう留意する。 ・本病菌に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を抜き取る。（苗いもち病） ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づいた適期の薬剤散布を実施する。（葉いもち病、穂いもち病） ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
ご ま 葉 枯 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本病菌の無病種子を使用する。 ・窒素質肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。 ・根腐れを起こさないよう、かん排水など水管理に留意する。 ・被害藁を本田周辺に放置せず適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。
白 葉 枯 病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期に、本病菌の越冬源となる畦畔や水路の雑草を処分する。 ・本病菌に対する抵抗性品種を使用する。 ・排水路の整備による浸冠水及び深水を避ける。

菌	<ul style="list-style-type: none"> ・露があるときには発生ほ場内に入らない。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常発地域、常発ほ場では、浸冠水や台風直後に薬剤散布を実施する。
ば か 苗 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本病菌の無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理又は温湯浸漬及び微生物農薬浸漬処理）する。 ・育苗箱等の資材を消毒する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗時に発病株を抜き取る。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による発病株の早期発見に努める。
も み 枯 細 菌 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病ほ場から採種する。 ・塩水選により、健全種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理）する。 ・苗床には有機物含量の高い軽量培土を使用する。 ・高温下での育苗管理を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生が多いほ場では、適期の薬剤散布を実施する。
紋 枯 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過繁茂にならないよう留意する。 ・代かき後の浮遊物を除去する。 ・畦畔や水路の除草を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合は、適期の薬剤散布を実施する。

○むぎ

(予防に関する措置)

- ・窒素過多を避ける。

赤 か び 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・倒伏防止に努める。 ・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、適期の薬剤散布を実施する。
-----------------------	---

	・ 降雨等天候不順が続く場合には、追加の薬剤散布を実施する。
うどんこ病菌	(予防に関する措置) ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 発病株の残さやこぼれ麦は、次作の伝染源となることから抜き取り適切に処分する。 ・ 遅まきを避ける。 ・ 適正な種量を守る。 (判断、防除に関する措置) ・ 発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努める。
さび病菌類	(予防に関する措置) ・ 窒素肥料の過用や晩期の追肥を避ける。 ・ ほ場周辺でのこぼれ麦を防ぐ。 ・ 早播きを避ける。 (判断、防除に関する措置) ・ 発生予察情報やほ場の見回り等に基づき、防除適期や防除の要否を判断する。

○果樹

(一般事項)

- ・ 園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する病害虫を把握する。
- ・ 間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の通風・採光を良好にし、病害虫が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。
- ・ 樹勢を良好に保ち、病害の発生しにくい樹体とするため、土壌診断結果や樹の生育状況を踏まえた適切な施肥管理を行う。
- ・ 胴腐らの早期発見及び害虫発生軽減のため、冬季に荒皮削りを実施する(リンゴ)。
- ・ 越冬虫の抑制のため、産卵又は越冬できる状況(バンド巻き)を設置し、集まった害虫を処分する。
- ・ 新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。
- ・ 病害虫の発生部位(枝、葉、花、果実等)を除去し、園地外へ搬出し適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。
- ・ 次作における病害虫の発生源となる落葉、せん定した枝等は、速やかに収集して園地外へ搬出し、又は土壌中に埋めるなどにより適切に処分する。
- ・ 樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチによる抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。
- ・ 種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、結実前に除草を実施する。
- ・ 性フェロモン剤が利用可能な害虫に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。

果樹共通

果樹力	(予防に関する措置) ・ 果実袋を使用することで被害を軽減できる。 (判断、防除に関する措置)
-----	---

メ ム シ 類	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量や発生時期は地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、発見しやすい夕方～夜間、早朝に園地内の見回り等を実施する。 ・中山間地域では、被害が多くみられるため、特に発生状況に留意する。 ・飛来が確認された園地では農薬散布を実施する。 ・発生が多い場合は地域一斉に農薬散布を実施すると防除効果が高まる。
------------------	--

ぶどう

ア ザ ミ ウ マ 類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内外の下草や雑草管理を行う。 ・早期の袋掛けを行う。袋かけを行う際には、虫の侵入を防ぐため留め金をしっかりと締める。(チャノキイロアザミウマ) ・新梢管理を適切に行い、薬剤散布の際には新梢先端や副梢にもかかるよう散布する。(チャノキイロアザミウマ) <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。
晩 腐 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枝に残っている果梗の切り残し、巻きひげ、結果母枝の枯死部分等の除去を徹底し、越冬伝染源の密度低下を図る。 ・落花期までロウ引きのカサかけを行い、雨水を果房に当てない。 ・仕上げのカサかけ袋かけは早く行い、摘粒作業が遅れる場合は先にカサをかける。 ・二番成り果房は本病菌の発生源となることから、除去して適切に処分する。 ・雨よけ施設の導入を検討する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発芽前の休眠期に薬剤散布を実施するとともに、開花直前から小豆大の生育期薬剤散布を徹底する。 ・ほ場の見回りにより発病果粒を除去する。
べ と 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的冷涼な気温を好むため気温が低い朝晩の雨に注意し、葉での発病がないか確認し、早期発見に努める。 ・軟弱徒長した新梢や過繁茂となった部分に発生しやすいことから、適正な栽培管理を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉、発病花穂及び発病果房は速やかに除去し、園地内や周辺に残さないよう適切に処分する。 ・薬剤散布を実施する場合には、葉裏だけでなく葉表にも十分に付着するよう新梢管理を徹底し、十分量を散布する。 ・本病害の抑制には予防が特に重要であることから、発病前からの定期的な薬剤散布を実施する。 ・同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。

<p>シンクイムシ類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる(モモシンクガ)。 ・ 地域ごとに交信かく乱剤を設置する。(モモシンクイガ・ナシヒメシンクイ) ・ 芯折れ症状が認められる場合は、該当部分を切除して、適切に処分する。(ナシヒメシンクイ)。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 殺虫剤散布後、速やかに袋かけを実施する。 ・ 被害果は発見次第、切除し適切に処分する。 ・ 幼虫が果実から脱出する前に、被害果を採取し適切に処分する。 ・ 同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。
<p>ハダニ類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な下草処理を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土着天敵を活用するため、ハダニ類の天敵に影響が少ない薬剤の選定に努める。 ・ 薬液が葉裏にも十分付着するよう新梢管理を行い、丁寧に散布する。 ・ 同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。
<p>せん孔細菌病菌</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 越冬伝染源の密度を低くするため、春期防除及び秋期防除を確実に実施する。 ・ 被害の激しい場所では、防風ネットや防風樹等による防風対策の実施や雨よけ施設の導入を行う。 ・ 園地内の排水対策を徹底する。 ・ 樹勢を健全に保つ。 ・ 発生源となる春型枝病斑の徹底した剪除を実施する。また、剪除した病斑部は園地外へ持ち出し、適切に処分する。春型枝病斑の発生が疑われる枝についても、切除を実施する。 ・ 春型枝病斑は長期間にわたって発生することから、病斑の剪除は複数回実施する。また、樹冠上部の病斑の有無に留意する。 ・ 地域全体での園地管理（春型枝病斑の切除等）、防除対策を実施する。 ・ 川沿いの園地や水田に隣接した園地など、湿った風が通る場所は発病の有無に特に注意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病枝、発病葉及び発病果実は速やかに除去し、園地内や周辺に残さないよう適切に処分する。 ・ 抗生物質を中心とした生育期の薬剤防除を実施する。

おうとう

ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な下草処理を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土着天敵を活用するため、ハダニ類の天敵に影響が少ない薬剤の選定に努める。 ・薬液が葉裏にも十分付着するよう丁寧に散布する。 ・同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。
灰星病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通し及び採光の良い樹形にする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発芽前までに枯れ枝や樹上に残っているミイラ果（発病果）を、生育期には花腐れ、葉腐れや発病果を除去して、適切に処分する。 ・次年度以降の伝染源低減のため、発病果を摘み取り、園地外に搬出して適切に処分する。 ・同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。

かき

カイガラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、本虫が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・冬期に機械油乳剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果実とへたの間際など薬液が到達しにくい部位への寄生が多いことから、農薬散布を実施する際は丁寧に散布する。（フジコナカイガラムシ）
カキノヘタムシガ	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報や園地内の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布を実施する。

キウイフルーツ

かいよ病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二倍体品種は本病菌に対して感受性が高いことから、四倍体又は六倍体品種への更新を検討する。 ・本病の発生が疑われる園地に由来する苗や花粉等は利用しない。 ・感染した枝や葉は伝染源となることから、発症していない部位まで大きく切り戻し、園
------	---

菌	<p>地外に持ち出して適切に処分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病樹の伐採やせん定に用いた器具や手袋、靴底等は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液や消毒用エタノール等で消毒する。 ・ せん定後は、必ず切り口に癒合促進剤を塗布する。 ・ 防風林や防風垣等を設置し、防風対策を実施する。 ・ 予防的に薬剤散布を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園地の見回りによって樹液の漏出等の早期発見に努める。
---	--

○野菜

(一般事項)

(予防に関する措置)

- ・ 健全な種苗を使用する。
- ・ 作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する（台木を含む。）。
- ・ 育苗は、病原菌や線虫に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で病害の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。
- ・ 健全な育苗のために、適正な 量は種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。
- ・ 本ほ場には健全苗のみを定植する。
- ・ 防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を抑制する。病害虫の発生が見られた場合には、早期に防除又は除去する。
- ・ 栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。排水の悪いほ場に作付けする場合は、高畝とするなど対策を講じる。
- ・ ほ場への雑草種子の持ち込みや雑草を発生源とする害虫の飛び込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草防除に努める。
- ・ べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用して、害虫の飛来、産卵及び蛹化を防ぐ。
- ・ 施設栽培では、LED ライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着トラップ等を使用し、病害虫の施設内への侵入防止や発生の抑制を図る。
- ・ 施設栽培での防虫ネットの利用にあたっては、対象とする害虫に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かいと通気性が悪くなることに留意する。
- ・ 土壌からの病原菌の伝染を防止するため、マルチで被覆を行う。
- ・ 土壌伝染性病害虫の拡散防止のため、耕起を行う際には、病害発生がない又は発生程度の低いほ場から順に行うとともに、ほ場を移動する際にはロータリー等を洗浄する。
- ・ 土壌病害や線虫の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等も含む。）を実施する。
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥、土壌 pH の矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉と整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、病害の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。
- ・ 雑草抑制のため、マルチ等により畝面、通路等を被覆する。

- ・収穫後の残さは病害虫の発生や伝染源となることから、適切に処分する。
- ・農機具や長靴等はこまめに洗浄、消毒する
- ・細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の作物管理作業を避ける。
- ・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌病害虫の密度を低下させる作物を栽培する。
- ・種子処理剤や育苗期又は定植時に使用可能な薬剤を施用する。

(判断、防除に関する措置)

- ・防除の要否、防除時期の判断材料とするため、土着天敵類の発生や定着状況を定期的に確認する。
- ・適用のある病害虫に対して、生物農薬を活用する。
- ・罹病葉や罹病果実、摘葉した葉等は放置せず、適切に処分する。ウイルス病、細菌病等回復が困難な病害による発病株は、発見次第、早急に抜き取って適切に処分する。

野菜共通

<p>オ オ タ バ コ ガ</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来や産卵を防ぐ。 ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、出入り口や換気窓など施設の開口部を防虫ネットで被覆する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャベツやはくさい等の結球アブラナ科野菜では頂頭部に産卵されることから、初期の食害痕やふんに注意する。 ・寄生果実は見つけ次第除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。蕾や結球部の中に食入した幼虫に対する薬剤の効果は低いことに留意する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込みを行う。
<p>コ ナ ガ</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、出入り口や換気窓など施設の開口部を防虫ネットで被覆する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・結球野菜では、結球内部に食入し被害が大きくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・作物残さは適切に処分する。
シ ロ イ チ モ ジ ヨ ト ウ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、出入り口や換気窓など施設の開口部を防虫ネットで被覆する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫の群棲している寄生葉は見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
ハ ス モ ン ヨ ト ウ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、出入り口や換気窓など施設の開口部を防虫ネットで被覆する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫の群棲している葉は見つけ次第、除去する。 ・結球野菜では、結球内部に食入し被害が大きくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・成虫は次々に飛来して産卵することから、薬剤散布後も発生状況に十分注意する。 ・幼虫は大きくなると夜間に活動する習性があることから、薬剤散布は夕方に実施する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
ヨ ト ウ ガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の利用により、成虫の飛来・産卵を防ぐ。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、出入り口や換気窓など施設の開口部を防虫ネットで被覆する。 ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫の群棲している葉を見つけ次第、除去する。 ・結球野菜では、結球内部に食入し被害が大きくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

<p>ア ザ ミ ウ マ 類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苗によるほ場への持ち込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により本虫の施設内への侵入を防止する。 ・ マルチなどで土壌表面を覆い、土中に潜って蛹になることを防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。 ・ 作物残さは適切に処分する。 ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込みを行う。
<p>ア ブ ラ ム シ 類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無寄生苗を使用する。 ・ ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ又はシルバーテープを設置する。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により本虫の施設内への侵入を防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天敵農薬を活用する。 ・ 発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
<p>コ ナ ジ ラ ミ 類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無寄生苗を使用する。 ・ ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により害虫の施設内への侵入を防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成虫密度の低下のため、黄色粘着資材を設置する。 ・ 天敵農薬を活用する。 ・ 発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。 ・ 作物残さを適切に処分する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込みを行う。
ハダニ類	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天敵農薬を活用する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等により被害株を早期に発見し、少発生のうちに防除する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
うどんこ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素肥料の過用を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では適湿に保つ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉は速やかに除去する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
褐斑病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするために密植を避ける。施設内の換気をこまめに行い、藁やもみ殻等を通路に敷く等により、高温、多湿を防止する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・はさみ等の農業用資材はこまめに消毒を行う。 ・窒素過多及び肥効切れを避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害葉は早期に除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
炭疽病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はさみ等の農業用資材はこまめに消毒を行う。 ・マルチの敷設により、地表面からの病原菌のはね返りを防止する。 ・窒素肥料の過用を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・多雨時に発病が多いことから、気象情報などを参考にして薬剤の予防散布を行う。 ・発病部位は適切に処分する。 ・収穫後残さは適切に処分する。
灰色かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために密植を避ける。 ・過繁茂にならないように適切な施肥管理を行う。 ・紫外線カットフィルムや防消滴フィルムを活用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉、発病果などは速やかに除去する。 ・発生予察情報を参考に、発生初期に薬剤散布等を実施する。
斑点細菌病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はさみ等の農業用資材はこまめに消毒を行う。 ・健全種子を使用する。 ・窒素肥料の過用を避ける。 ・マルチの敷設し、地表面からの病原菌のはね返りを防止する。 ・土壌水分の多いほ場で発生が多いため、土壌水分を適正に維持する。 ・発病地では、土壌の太陽熱消毒を行う。 ・うり類以外の作物と輪作する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位は適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。 ・収穫後の残さは適切に処分する。
べと病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・病徴の無い健全な苗を使用する。 ・マルチで被覆を行う。 ・風通しを良くするために密植を避ける。 ・換気を十分に行い、過湿防止に努める。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・肥料切れにならないように、施肥管理を行う。 ・作物残さを適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位は適切に処分する。 ・作物残さは適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤は葉裏にも十分付着するように丁寧に散布する。 ・露地栽培では降雨後に多く発生することから、降雨の前後に薬剤散布を行う。
--	---

トマト

ア ザ ミ ウ マ 類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により本虫の施設内への侵入を防止する。 ・マルチなどで土壌表面を覆い、土中に潜って蛹になることを防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着テープにより成虫を誘殺する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、薬剤防除は発生初期から行う。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込みを行う。
ア ブ ラ ム シ 類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により本虫の施設内への侵入を防止する。 ・露地栽培においては、シルバーマルチ又はシルバーテープを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天敵農薬を活用する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
コ ナ ジ ラ ミ 類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を定植する。 ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により害虫の施設内への侵入を防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着テープにより成虫を誘殺する。 ・天敵に配慮して薬剤を選択する。 ・天敵農薬を活用する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている

	<p>農薬は使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込みを行う。
うどんこ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 密植や過繁茂を避け、通風を良くする。 乾燥条件下でよく発生するため、過乾燥に注意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発病部位は早期に適切に処分する。 生物農薬を活用する。 発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、薬剤防除は発生初期に行う。
疫病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水を良好に保つ。 早朝加温や換気、マルチ等により、施設内の湿度を低く保つ。 風通しをよくするために密植を避ける。 抵抗性台木を利用する。 雨よけ栽培を行う。 輪作を実施する。 敷わらやマルチで被覆し、土が跳ね上がらないようにする。 窒素過多を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。 葉の裏側にも薬剤が十分かかるよう薬剤散布を行う。 発病葉、発病果は直ちに取り除き、適切に処分する。 収穫後は作物残さを適切に処理する。
黄化葉巻病ウイルス	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本ウイルスに対する抵抗性品種を使用する。 本ウイルスを媒介するタバココナジラミを防除する。 タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 タバココナジラミの発生源となる周辺雑草を除去する。 物理的害虫捕獲資材、侵入防止資材の利用による施設内へのタバココナジラミの侵入防止を図る。 栽培終了後に蒸し込み及び残さ処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物農薬を使用する。 発病株は早期に発見し、除去する。
すすかび	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 密植、過繁茂を避け、通風を良くする。 多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p>

病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・発病部位は早期に適切に処分する。 ・発生予察情報等を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。 ・葉の裏面にも十分かかるように薬剤散布を丁寧に行う。
灰色かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件で発生しやすいため、施設栽培では、暖房、送風、換気等により施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しをよくするために密植を避ける。 ・窒素過多を避ける。 ・施設栽培では、防曇・流動性シートを活用する。 ・マルチを行い、土壌からの病菌の伝染を防止する。 ・幼果に残った花卉や、病斑部はできるだけ取り除き、施設外に持ち出して適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、晴れた日の午前中に行う。また、曇雨天が続いて薬液が乾きにくい場合は、くん煙剤を利用する。
葉かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・種子消毒を行う。 ・多湿条件で発生しやすいため、施設栽培では、暖房、送風、換気等により施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しをよくするために密植を避ける。 ・窒素過多や肥効切れを避ける。 ・過度のかん水と密植を避ける。 ・マルチ内かん水や通路にもみ殻を敷く等するとともに、暖房機が稼働しない場合も換気や送風を積極的に行う。 ・発生ほ場で使用した農業用資材は消毒して使用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉は伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。

なす

アザミウマ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫の発生源となるほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・シルバーマルチなどで土壌表面を覆うことにより、本虫が土中に潜って蛹になることを防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p>
-------	--

類	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
ア ブ ラ ム シ 類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫の発生源となるほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・苗による本ぼへの持ち込みを防ぐ。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ、シルバーテープ、風上方向に防風垣又は防風ネットを設置する。 ・土着天敵の保護のため、障壁作物を栽培する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・天敵農薬を活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、天敵に影響の少ない薬剤や、選択性のある薬剤を使用する。
ハ ダ ニ 類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫の発生源となるほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・苗による本ぼへの持ち込みを防止する。 ・管理温度が高いほど増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
う ど ん こ 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本病菌の発生及び伝染源となるほ場周辺の宿主植物の防除や除去等を実施する。 ・通風を良くするため、密植を避け過繁茂にならないように施肥管理を行うとともに、適正な整枝、摘葉に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
灰 色 か び 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通風を良くするため、密植は避け、過繁茂にならないように施肥管理を適切に行うとともに、適正な整枝、摘葉に努める。 ・早めに花卉を除去して果実の発病を防ぐ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹病茎葉や罹病果実等は早めに適切に処分する。

	・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
--	--

いちご

ア ザ ミ ウ マ 類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫の発生源となるほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により本虫の施設内への侵入を防止する。 ・マルチの設置により土中での蛹化を防ぐ。 ・シルバーマルチ等の光反射マルチを設置する。 ・栽培終了時にハウスの蒸し込み処理を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色粘着テープによる誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・葉巻を見つけ次第、その葉を除去する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は発生初期に重点的に実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
ア ブ ラ シ 類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により本虫の施設内への侵入を防止する。 ・苗によるほ場への持ち込みを防ぐため、育苗床での防除を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テントウムシ類などの土着天敵を活用する。 ・生物農薬を活用する。 ・薬剤は葉裏に十分付着するよう丁寧に散布する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期の薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
コ ナ ジ ラ ミ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により本虫の施設内への侵入を防止する。 ・苗によるほ場への持ち込みを防ぐため、育苗床での防除を実施する。

類	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密度低減のため、幼虫が寄生している下葉を除去する。 ・天敵農薬を活用する。 ・密度が高まると防除が難しくなることから、発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から防除する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。 ・収穫後残さは適切に処分する。 ・発生施設では、収穫後、施設内を締め切り、蒸し込みを行う。
ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・苗によるほ場への持ち込みを防ぐため、苗の二酸化炭素くん蒸の実施、又は育苗床での防除を実施する。 ・新葉の展開にともない、不要な下葉を除去する。 ・風通しの悪い場所で増殖しやすいことから、換気や通風を良くする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生初期に天敵農薬を放飼する。 ・気門封鎖剤を活用する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から防除を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
うどんこ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・施設栽培では通風換気に努める。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 ・苗によるほ場への持ち込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・薬剤が葉裏に十分付着するよう丁寧に散布する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から防除を実施する。 ・作物残さは適切に処分する。
炭疽病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・無発病ほ場で育てた健全苗を親株として使用する。 ・育苗中は雨よけ育苗や底面給水を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苗によるほ場への持ち込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 (判断、防除に関する措置) ・ 発病株は速やかに除去する。 ・ 生物農薬を活用する。 ・ 土壌消毒を実施する。 ・ 症状を確認してからの防除は困難であることから、発生前から定期的に予防散布を実施する。 ・ 発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。
灰色かび病菌	<ul style="list-style-type: none"> (予防に関する措置) ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 早朝加温、換気、マルチ等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・ 風通しを良くするために密植を避ける。 ・ 窒素過多を避ける。 ・ マルチ又は敷きわらを施し、果実が地表面に接触しないようにする。 (判断、防除に関する措置) ・ 枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 生物農薬を活用する。 ・ 発生予察情報やほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期の防除を実施する。 ・ 発病後速やかに薬剤散布を実施する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。

キャベツ

ア	(予防に関する措置)
ブ	・ 育苗床は防虫ネットなどにより被覆する。
ラ	・ ほ場内や周辺の雑草防除に努める
ム	・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ又はシルバーテープを設置する。
シ	(判断、防除に関する措置)
類	・ 発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から防除を実施する。
モ	(予防に関する措置)
ン	・ 育苗床は防虫ネットなどにより被覆する。
シ	・ ヘアリーベッチ、大麦等を使用したりピングマルチの活用により密度抑制を図る。
ロ	・ 栽培ほ場周辺の雑草（特にアブラナ科雑草）を防除する。
チ	(判断、防除に関する措置)
ヨ	・ 薬剤による防除は、効果が高い若齢幼虫時に行う。
ウ	・ 収穫後残さは適切に処分する。

菌核病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作及び宿主植物との輪作を避ける。 ・密植を避け通風をよくし、過湿を避ける。 ・窒素過多を避ける。 ・天地返しなどで菌核を土中深くに埋め込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株は早期に抜き取り処分する。 ・前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、結球開始期から予防的に薬剤散布をする。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、地際部を重点的に実施する。 ・作物残さは適切に処分する。
黒腐病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子消毒を行う。 ・雨よけ施設で育苗する。 ・アブラナ科作物の連作を避ける。 ・地下水位の高いほ場や排水不良のほ場では、排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・害虫の食害痕からの本病菌の侵入を防ぐため、害虫防除も留意する。 ・中耕作業によって生じる傷口は本病菌の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控えるか、株際を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株は早期に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・降雨が予想される場合や強風雨などで傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。

ねぎ

アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・収穫後の作物残さは本虫の発生源となることから、早めに適切に処分する。 ・露地栽培ではシルバーマルチを敷設する。 ・マルチなどで土壌表面を覆い、本虫が土中に潜って蛹になることを防止する。 ・施設栽培では青色又は黄色粘着トラップ等を使用して発生状況を確認する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p>
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
ア ブ ラ ム シ 類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗期間中に、防虫ネットやべたがけ資材などで被覆する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ、シルバーテープ、風上方向に防風垣又は防風ネットを設置する。 ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ネ ギ コ ガ	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェロモントラップを用いた発生予察情報に基づき発生初期に薬剤散布等を実施する。
ネ ギ ハ モ グ リ バ エ	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害葉や収穫後作物残さは本虫の発生源となることから、早めに適切に処分する。
黒 斑 病 菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 ・多湿条件で発生しやすいことから、ほ場の排水を良好に保ち、密植を避けて風通しを良くする。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・発病茎葉は早めに適切に処分する。 ・収穫後残さは本病菌の発生源や伝染源となることから、早めに適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
さ び 病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝染源となる発病茎葉や株などは、ほ場外へ運び出し早めに適切に処分する。 ・施肥管理を適切にし、肥料切れしないようにする。

菌	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・収穫後作物残さは本病菌の発生源や伝染源となることから、早めに適切に処分する。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
べと病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の多いほ場では連作しない。 ・排水対策を講じる。 ・通風を良好に保つ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝染源となる発病茎葉や株などは、ほ場外へ運び出し早めに適切に処分する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

豆類

大豆

アラビシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源となるほ場及びその周辺の雑草（クローバーなどのマメ科植物やナス科植物）の除草等を行い、本虫による伝染性ウイルス病の感染予防を図る。 ・有翅虫の飛来を防止するため、光反射マルチを設置する。 ・種子処理剤やは種時の処理ができる薬剤を使用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報の確認やほ場の見回り等に基づき、発生初期から薬剤散布等を徹底する。
吸実性カメムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場及びその周辺の除草等を行い、発生密度の低下を図る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報の確認やほ場の見回り等による早期発見に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が着莢部に十分付着するよう丁寧に散布する。
フタスジヒメハ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子処理剤やは種時の処理ができる薬剤を使用する。 ・収穫後に速やかに耕うんを行い、ほ場内の残さをすき込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づき、発生初期に薬剤散布等を行う。

ムシ	
マメシクイガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作を避ける。 ・収穫後に速やかに耕うんを行い、ほ場内の残さをすき込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づき、発生初期に薬剤散布等を行う。
紫斑病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本病菌に対する抵抗性品種を使用する。 ・健全種子を使用する。 ・連作を避ける。 ・種子処理剤を使用する。 ・適期の収穫を行う。 ・成熟後、速やかに収穫及び乾燥を行う。 ・被害茎葉は集めて、ほ場外に持ち出し適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。

第3 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

1 異常発生時防除とは

法第24条第1項において、農林水産大臣が、発生予察事業の実施により得た資料に基づき、またはその他の事情に鑑み、指定有害動植物が異常な水準で発生しており、急激なまん延を防止するため特に必要があると認めた場合（「異常発生時」）は、関係都道府県知事に、国の総合防除基本指針および当該都道府県の総合防除計画に即して、当該指定病害虫の異常発生時防除を行うよう指示することができるものとされている。

2 異常発生時防除の措置の内容及び実施体制

1 異常発生時の措置の内容

異常発生時においては、平時の防除内容に関わらず、組織的かつ強力に、当該指定有害動植物の急激なまん延を防止する必要がある。

このため、県は、農林水産大臣が異常発生時防除に関する措置を指示した場合に、速やかに異常発生時防除を実施できるよう、措置の内容について基本的な事項を次のとおり定める。

- (1) 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
- (2) 被害株や被害果のほか、発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。
- (3) 早期収穫する。
- (4) 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の衛生管理（雑草防除、土壌消毒等）を徹底する。

2 発生及び被害状況等の調査

異常発生時と認められた場合には、病害虫防除所は各農務事務所や総合農業技術センター・果樹試験場と協力して対象病害虫の発生及び被害状況等の調査を行い、以下の内容について取りまとめ、農業技術課に報告する。

- (1) 発生・被害状況
- (2) 発生の原因
- (3) その他必要事項

3 防除対策の決定

農業技術課は、県関係機関及び関係団体等のうち必要な部署を招集して防除対策を協議し、防除の方針を決定する。関係機関は次のとおりとする。

- (1) 県関係機関
 - ・ 農業技術課
 - ・ 病害虫防除所
 - ・ 各農務事務所
 - ・ 総合農業技術センター
 - ・ 果樹試験場
- (2) 関係団体等

- ・ 関係市町村
- ・ 山梨県植物防疫協会
- ・ 山梨県農業協同組合中央会
- ・ 全国農業協同組合連合会山梨県本部
- ・ 山梨県農業共済組合

4 防除対策の実施

2で決定した方針について、各農務事務所、市町村及び山梨県農業協同組合中央会は、病害虫防除所、総合農業技術センター、果樹試験場及び農業技術課と協力して、農業者に対して防除指導や情報提供等を行う。

病害虫防除所は、県内の発生及び被害状況について継続的に情報収集し、発生・被害状況について取りまとめ、随時、関係機関及び団体等と情報共有する。

第4 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

法第22条の3第2項第4号に基づき、指定有害動植物の防除の推進体制を以下のとおり定める。
本県における効果的かつ効率的な病虫害防除を推進するため、県関係機関、市町村及び関係団体は適切な役割分担のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

1 推進体制

(1) 県関係機関

- ・ 農業技術課
- ・ 病虫害防除所
- ・ 各農務事務所
- ・ 総合農業技術センター
- ・ 果樹試験場

(2) 関係団体等

- ・ 関係市町村
- ・ 山梨県植物防疫協会
- ・ 山梨県農業協同組合中央会
- ・ 全国農業協同組合連合会山梨県本部
- ・ 山梨県農業共済組合

2 県関係機関・市町村・関係団体の役割

(1) 県関係機関

県関係機関は、本県における効果的かつ効率的な病虫害の防除を図るため、次の点に留意する。

- ・ 相互の情報共有と病虫害の発生状況の的確な把握・発生予察情報等の発生状況に関する情報の迅速な提供・発生状況に応じた適切な防除指導
- ・ 課題となる病虫害についての防除技術の開発・普及
- ・ 総合防除の計画を踏まえた指導・助言

(2) 市町村

市町村は、県の策定する総合防除計画の内容等を農業者等に周知し、市町村区域内における病虫害の効果的かつ効率的な防除を推進する。

(3) 関係団体

関係団体は、県及び市町村と連携し、効果的かつ効率的な病虫害防除の推進に協力するとともに、適宜、農業者等への指導・助言を行う。

第5 その他必要な事項

1 農薬の適正使用

農薬取締法（昭和23年法律第82号）について

農薬取締法は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

農薬使用者に対しては無登録農薬の使用禁止、「農薬を使用する者が遵守すべき基準」の遵守、水質汚濁性農薬の使用規制等が定められている。「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省第5号）では、次の事項が定められている。

1 農薬使用者の責務

- (1) 農作物等に害を及ぼさないようにする。
- (2) 人畜に被害が生じないようにする。
- (3) 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにする。
- (4) 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにする。
- (5) 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにする。
- (6) 公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにする。

2 遵守すべき基準

- (1) 食用作物及び飼料用作物に農薬を使用する場合、農薬登録の際に定められた次の事項を厳守して使用しなければならない。
 - 1) 適用作物
 - 2) 使用量または使用濃度（希釈倍数）
 - 3) 使用時期
 - 4) 総使用回数
- (2) 次の事項のいずれかに該当する者は、当該年度における農薬の使用計画を、毎年度使用する最初の日までに農林水産大臣（cにあっては、農林水産大臣及び環境大臣）に提出しなければならない。
 - 1) 倉庫、コンテナ、船倉、天幕その他密閉された施設において農薬をくん蒸に使用する者
 - 2) 航空機を用いて農薬を利用する者
 - 3) ゴルフ場において農薬を使用する者

3 遵守の努力を要請する基準

- (1) 農薬使用者は食用作物、飼料用作物以外であっても、適用作物、適用病害虫をはじめ、使用量または使用濃度、使用時期、総使用回数などの使用方法、また、被害防止方法、貯蔵上又は使用上の注意事項及び最終有効年月に従って、安全かつ適正に使用する。

- (2) 航空機を用いて農薬を使用しようとする対象区域において風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じる。
- (3) 住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する地域において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じる。
- (4) 水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じる。
- (5) クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じる。
- (6) 農薬を使用した場合は、以下の事項について帳簿に記載する。
 - ・ 使用した年月日、場所、農作物名
 - ・ 使用した農薬の種類または名称
 - ・ 使用した農薬の単位面積当りの使用量または希釈倍数

2 農薬の危害防止上の注意事項

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

そこで、農薬の使用者は、農薬による事故を防止するため、次の点に注意する。

1 購入上の注意

- (1) 農薬を購入する場合は具体的に防除計画をたて、計画的に購入し、有効期限内に使い切るよう努める。農薬の入手後、すぐにカギのかかる保管庫に収納する。
- (2) 農薬のうちで毒物、劇物に指定されているものを購入する場合は、必ず身分証明書、印鑑を持参して購入する。

2 散布前の注意

- (1) 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- (2) 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- (3) 農薬のラベルには、対象作物、対象病害虫、使用時期、使用量、希釈倍率、使用回数などの使用方法、使用上の注意などが表示されているので、必ず確認する。
- (4) 防除衣やマスクなど散布作業に必要な防護具に問題がないか確認する。
- (5) 防除器具が作業中に故障しないよう、完全に整備されているかどうかを点検する。
- (6) 万一の事故に備えて、農薬の毒性の程度、応急手当などを把握しておく。
- (7) 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- (8) 粒剤等周囲に飛散の少ない形状の農薬の使用や飛散低減ノズル（ドリフトレスノズル）の使用に努める。
- (9) 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。

※「住宅地等における農薬使用について」（25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）による各事項について遵守する。

3 散布調整時の注意

- (1) 防除器具やホース等の中に前回の散布薬剤が残っていないことを確認する。
- (2) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- (3) 農薬は、残りが生じないように必要な散布量を調整する。
- (4) 水に溶けにくい水和剤は、少量の水によく溶かしてから所定の濃度に調整する。
- (5) やむを得ず現地混用を行う場合は、ラベルに表示されている混用に関する注意事項を厳守するとともに「農薬混用事例集」等を参考にして行う。
- (6) 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、指導機関等に相談する。

4 散布作業時の注意

- (1) 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選んで行う。
- (2) 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。
- (3) 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- (4) 散布にあっては、噴霧液や散布粉を直接浴びないように風向きに注意して散布する。
- (5) 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。

5 農薬散布後の注意

- (1) 散布農薬について、使用した年月日、場所、農作物、種類・名称、使用量・希釈倍率等を防除日誌に記録する。
- (2) 作業が終わったら、使用した器具や容器はよく洗っておく。その際、河川に流れないようにする。
- (3) 散布作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- (4) 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- (5) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

6 農薬の保管・管理

- (1) 使い残した農薬は密封、密栓し、未使用の農薬と一緒にカギのかかる農薬専用の保管庫に収納する。
- (2) 農薬保管庫は、盗難や誤用のないように十分に注意して管理する。
- (3) 農薬は、ビンやペットボトルなど飲料品の空容器等に移し替えない。
- (4) 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。

7 農薬中毒の応急処置

- (1) 誤って飲み込んだ場合や、皮膚への付着や目に入った場合には、直ちに医師の手当てを受ける。

- (2) 飲み込んだ場合、農薬の種類によっては、吐き出させる処置がかえってダメージを大きくすることがある(ラベルにも記載)ので、医師の指示を仰ぐ。
- (3) 皮膚に付着した場合は、応急処置として石鹸を使ってよく洗う。
- (4) 眼に入った場合は、大量の水で洗い流す。
- (5) 医師にかかる際は、使用していた農薬の名前や取り扱った量及び時刻等を正確に伝えることが処置を早めるのに役立つ。医師に伝えるポイントは、次のとおり。
- ・ 農薬の名称(容器かラベルがあれば持参する)
 - ・ 取り扱った量及び時刻
 - ・ 異常時の発生状況(散布中か、誤飲か、自殺か等)
 - ・ いま起こっている症状(意識の有無、けいれん等)
- (6) 直ちに最寄りの病院で手当てを受ける他、中毒に関する緊急問合せに対応してくれる、公益財団法人 日本中毒情報センターの「中毒 110 番」に連絡する方法がある。(一般専用電話(情報提供料:無料))
- ・ 大阪中毒 110 番 (365 日 24 時間) :072-727-2499
 - ・ つくば中毒 110 番 (365 日 24 時間) :029-852-9999